平成３０年（フ）第７２号
函館市戸倉町151番地21
債務者　中野真奈美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号
岩手県気仙郡住田町世田米字上城65番地
債務者　菅野　孝一
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第１８号
岩手県気仙郡住田町世田米字上城65番地
債務者　菅野　恭子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第２１７７号
名古屋市東区大曽根２丁目５番12号　ＯＺイナガキ２Ｂ号
債務者　松原　篤史
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７８号
名古屋市北区安井１丁目９番25号　ペアレント寿201号
債務者　斉藤　恵美（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９号
岡山県倉敷市上東1080番地４　小原コーポ101
債務者　前原万由美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
岡山県倉敷市西阿知町253番地７
債務者　渡具知　彰
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
岡山県倉敷市西阿知町253番地７
債務者　渡具知恵子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
岡山県倉敷市西富井1330番地３　ロエル202
債務者　木下　直弥
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
岡山県倉敷市中島1732番地７
債務者　空山　　愛（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
岡山県倉敷市中庄団地５番１―42号　県営住宅
債務者　向川真喜子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１７７号
さいたま市見沼区大字片柳120番地２　ライオンズガーデン大宮第２―302号
債務者　髙村むつみ（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２２２号
埼玉県川口市並木３丁目24番17―401号　ベルトピア西川口Ⅰ
債務者　八角いつ子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２５６号
さいたま市北区土呂町２丁目72番地３　インドロ２　201、旧住所群馬県前橋市若宮町２丁目12番６―103号　パーチェ若宮
債務者　原口　政志
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３３号
埼玉県越谷市東越谷２丁目12番地24　サンハイツ越谷301
債務者　藤田　恵美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
埼玉県ふじみ野市大井中央１丁目３番12号
債務者　武藤　夕香
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９０号
埼玉県川越市寿町２丁目859番地（市営住宅Ｋ７―104号室）、前住所埼玉県川越市大字笠幡156番地256
債務者　小鹿野ハル子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部